⑶【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】⑰
①【公開買付者が提出した書類】⑱
イ　［略］
ロ【半期報告書】
事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　　財務（支）局長に提出
ハ　［略］
②　［略］
［２・３　略］
［第３・第４　略］
第５【対象者の状況】㉗
［１～３　略］
４【継続開示会社たる対象者に関する事項】㉛
⑴【対象者が提出した書類】㉜
①　［略］
②【半期報告書】
事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　　財務（支）局長に提出
③【臨時報告書】
①の有価証券報告書、②の半期報告書の提出後、本届出書提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　　年　月　日に　　財務（支）局長に提出
④　［略］
⑵　［略］
［５・６　略］
（記載上の注意）
［⑴～⑹　略］
⑺　買付け等を行った後における株券等所有割合
ａ　［略］
ｂ　「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書（法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。
また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第４条第３項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。㉗において同じ。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。
［ａ・ｂ　略］
［ｃ・ｄ　略］
［⑻～⑮　略］

⑶　［同左］
①　［同左］
イ　［同左］
ロ【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　　財務（支）局長に提出
ハ　［同左］
②　［同左］
［２・３　同左］
［第３・第４　同左］
第５　［同左］
［１～３　同左］
４　［同左］
⑴　［同左］
①　［同左］
②【四半期報告書又は半期報告書】
事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　　財務（支）局長に提出
③　［同左］
①の有価証券報告書、②の四半期報告書又は半期報告書の提出後、本届出書提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　　年　月　日に　　財務（支）局長に提出
④　［同左］
⑵　［同左］
［５・６　同左］
（記載上の注意）
［⑴～⑹　同左］
⑺　［同左］
ａ　［同左］
ｂ　「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書（法第24条の４の７第１項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。）又は半期報告書（法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。
また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第４条第３項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。㉗において同じ。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。
［ａ・ｂ　同左］
［ｃ・ｄ　同左］
［⑻～⑮　同左］